

令和8年度 寝屋川市契約事務の方針

1 契約事務の方針等について

令和8年度の入札・契約事務について、透明性の確保、公正な競争の促進並びに市内業者及び準市内業者（以下「市内業者等」という。）の活用促進を図るため、寝屋川市契約事務の方針を定めます。

令和8年度の入札・契約事務については、本方針に加え、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の規定等を踏まえ、執行することとします。

2 令和8年度の入札制度、発注基準、改正点等について

(1) 建設工事及び測量・建設コンサルタント等について

ア 建設工事案件について

(ア) 令和8年度の入札制度

全業種を制限付一般競争入札の対象とし、下表のとおり対象工事別に、対象金額、対象業者、施工実績基準等を定め、発注を行うことを原則とします。

下線部は、前年度からの改正点となります。

項目	説明	
対象工事	土木・建築・電気・管・舗装 (主要5業種)	土木・建築・電気・管・舗装以外の全業種 (とび・土工、しゅんせつ、塗装、機械器具設置、造園、消防施設等)
対象金額	予定価格(税込)が200万円を超え5億5,000万円(舗装は3億3,000万円)未満	予定価格(税込)が200万円を超え3億3,000万円未満
対象業者	主に市内業者	市内業者、準市内業者 必要に応じ市外業者
特定建設業の発注基準	予定価格(税抜)	土木 6,000万円以上 建築 9,000万円以上

項目	説明	
対象工事	土木・建築・電気・管・舗装 (主要5業種)	土木・建築・電気・管・舗装以外の全業種 (とび・土工、しゅんせつ、塗装、機械器具設置、造園、消防施設等)
施工実績を 求める工事	予定価格(税抜)1,000万円以上	
施工実績の 基準	予定価格(税抜)の概ね1/3~1/2以上の同種工事の元請 としての施工実績を有すること(具体には入札公告等に記載)	
施工実績の 期間	市外業者は原則過去15年以内(市内業者等は期間の定めなし)	
1回の公告 の落札制限 (取り抜け方式)	1業種につき1本 ※取り抜け方式 同一日に公告し、かつ、同一日に開札を行う同一業種の案件が複数ある場合に、落札者を決定する案件の順をあらかじめ定め、先に落札者となった者の次案件以降の入札を無効とすることにより、落札者を決定する入札方式	
1回の公告 の申込本数	○市内業者 本数制限なし ○準市内業者 第一希望業種1本、第二希望業種1本の合計2本	本数制限の対象外
1年間の 契約の 本数制限	予定価格(税抜)1,000万円以上が対象 ○市内業者 第一・第二希望業種について、市・市上下水道局合計で5本まで ○準市内業者 第一・第二希望業種について、市・市上下水道局合計で2本まで	本数制限の対象外

※ 制限付一般競争入札の公告は、原則金曜日に行います(ホームページ等で公表。)

※ 土木・建築・電気・管・舗装について、参加業者が極端に少ないことが見込まれる場合又はやむを得ない事情が発生した場合には、市外業者を対象とすることがあります。

※ 市内業者の受注機会の確保及び下請け工事等における市内業者発注の促進について

本市の工事発注に当たっては、競争性を確保した上で、地域経済の活性化を図るため、市内業者の受注機会の確保に継続して取り組むものとし、また、本市発注工事における下請工事等についても、市内業者への発注が促進されるよう取組を推進するものとし、

本市発注工事の受注者の皆さまにおかれましても、地域経済の活性化の観点等から、以下の事項について十分御配慮賜りますようお願いいたします。

1 下請への市内業者の活用

工事の一部を下請けによる施工とする場合は、可能な限り市内業者を活用するようお願いいたします。

2 資材・機械の購入、借入れ等における市内業者の活用

資材・機械の購入や借入れ等をする場合は、可能な限り市内業者を活用するようお願いいたします。

3 下請発注における建設業法等の関係法令の遵守

下請発注に際しては、適正な価格で請け負わせ、また、下請代金を適正な期間に支払うなど、建設業法等関係法令を遵守してください。

(1) 令和8年度主要5業種に係る制限付一般競争入札の等級区分と発注基準

建設工事における「土木」「建築」「電気」「管」「舗装」の5業種に関しては、下表のとおり等級区分に応じた発注を行います。

等級区分 の点数	等級 区分	発注基準		
		土木・建築	電気・管	舗装
800点以上	A	予定価格(税抜) 5億円未満 250万円以上の 案件	予定価格(税抜) 5億円未満 の案件	予定価格(税抜) 3億円未満 の案件
799点以下 650点以上	B	予定価格(税抜) 6,000万円未満 の案件	予定価格(税抜) 6,000万円未満 の案件	予定価格(税抜) 1,000万円未満 の案件
649点以下	C	予定価格(税抜) 2,000万円未満 の案件	予定価格(税抜) 2,000万円未満 の案件	予定価格(税抜) 750万円未満 の案件

※ 等級区分の点数は、経営事項審査の総合評価値通知書の総合評価値（P）に、市内業者については15%を、準市内業者については5%を加算した数値となります。

(ウ) その他令和8年度の主な改正点等

a 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）の事後公表対象案件の拡大

建設工事案件に係る最低制限価格等の事後公表について、予定価格（税抜）1億円以上の案件を全件事後公表とし、対象案件の拡大を図ります。

※ 令和7年度 予定価格（税抜）1億5,000万円以上全件事後公表

➡令和8年度 予定価格（税抜）1億円以上全件事後公表

b 予定価格の一部事後公表

建設工事案件に係る予定価格について、予定価格（税抜）3億円以上の案件は全件事後公表とし、また3億円未満の案件は一部事後公表とします。

【令和8年度 予定価格・最低制限価格等の公表区分】

案件区分	令和8年度
予定価格(税抜) 3億円以上の案件	予定価格・最低制限価格等ともに 全件事後公表
予定価格(税抜) 1億5,000万円以上3億円未満の案件	予定価格一部事後公表 最低制限価格等全件事後公表
予定価格(税抜) 1億円以上1億5,000万円未満の案件	
予定価格(税抜) 1億円未満の案件	予定価格・最低制限価格等ともに 一部事後公表

※ 「一部事後公表」については、市契約事務審査委員会が事後公表対象案件を決定します。

※ 最低制限価格等については、今後も対象拡大を図り、令和10年度に全件事後公表とする予定とします。

※ 予定価格については、今後、対象拡大を検討します。

c 予定価格の事後公表案件に係る再入札の実施

建設工事案件のうち予定価格の事後公表を行うものについて、1回目の入札が不調となったとき、以下のとおり再入札を実施します。

(a) 対象等

予定価格の事後公表を行う案件について適用し、1回のみ再入札を行います。

(b) 再入札の対象者

1回目の入札において予定価格を超過して入札した者

※ 1回目の入札において最低制限価格に満たない入札をした者は、再入札に参加できません。

(例) 予定価格（事後公表）50,000,000円

最低制限価格（事後公表）45,000,000円

	1回目の入札	再入札	備考
A	44,000,000円	—	1回目の入札において最低制限価格に満たないため再入札に参加できない。
B	43,000,000円	—	
C	51,000,000円	49,500,000円	再入札により落札
D	52,000,000円	49,750,000円	
E	辞退	—	

※ 再入札に係る入札書受付時間、開札時間等は、別途、対象者にお知らせします。

※ 再入札においても落札決定に至らなかった場合は、不調とします。

イ 測量・建設コンサルタント等案件について

(ア) 令和8年度の入札制度

原則全業種を制限付一般競争入札の対象とし、下表のとおり対象業務別に、対象金額、対象業者、履行実績基準等を定め、発注を行います。

下線部は、前年度からの改正点となります。

項 目	説 明
対 象 業 務	原則全業務（測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント）
対 象 金 額	予定価格(税込)が 100 万円超え
対 象 業 者	市内、準市内、市外業者 (予定価格(税込)が 100 万円を超え <u>500 万円未満</u> は主に市内・準市内業者)
技 術 者 の 配 置	技術士等業務に必要な資格を有する者の配置
実績を求める業務	予定価格（税込） <u>500 万円以上</u>
業 務 実 績 の 期 間	市外業者は原則過去 15 年以内（市内業者等は期間の定めなし）
1 回 の 公 告 の 申 込 本 数	本数制限なし
1 回 の 公 告 の 落 札 制 限 (取 り 抜 け 方 式)	1 業種につき 1 本 ※取り抜け方式 同一日に公告し、かつ、同一日に開札を行う同一業種の案件が複数ある場合に、落札者を決定する案件の順をあらかじめ定め、先に落札者となった者の次案件以降の入札を無効とすることにより、落札者を決定する入札方式
1 年 間 の 契 約 の 本 数 制 限	本数制限なし

※ 制限付一般競争入札の公告は、原則金曜日に行います。（ホームページ等で公表。）

(イ) 令和8年度 制限付一般競争入札の発注基準

測量・建設コンサルタント等に関しては、下表のとおり、業者区分ごとの総合数値に応じた発注を基本とします。

総合数値		予定価格(税込)	所在地要件
市内業者 準市内業者	市外業者		
230 以上	230 以上	100 万円超	市内業者 準市内業者 市外業者
110 以上	170 以上	100 万円超 5,000 万円未満	市内業者 準市内業者 市外業者
		100 万円超 500 万円未満	市内業者 準市内業者 (必要に応じ市外業者)

※ 総合数値は、年間平均実績高・自己資本額・有資格者数・営業年数を基に、別に定める算出方法により算出され、入札参加資格申請等で認定された値となります。

※ 対象業務の内容から高度に専門的な技術を要する場合又は入札参加者が極端に少ないおそれがある場合には、上表の発注基準を適用しないことがあります。

○ 国の制度改正・法令改正等により、年度途中で本方針の内容が変更することがあります。その場合、市ホームページでお知らせいたします。